

## 建築基準法第 51 条第 1 項 「特殊建築物の位置の許可」 審査基準

昭和 35 年建設計発第 29 号

卸売市場、ごみ焼却場等の都市供給処理施設に関する建築基準法第 5 4 条 [改正法第 5 1 条] の規定の取扱について

昭和 35 年 1 月 25 日

建設省計画・住宅局長から県知事、指定都市市長宛

このたび建築基準法の一部が改正され、昭和 34 年 12 月 23 日より施行の運びとなり、同法第 54 条に規定する卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場及びごみ焼却場の取扱が改正になったが、これらの各施設は都市の総合的土地利用計画及び開発計画等に基づき各種都市施設整備の一環として計画されるべきものであるから、その取扱に当たっては既定の都市計画との関連はもちろん、全般の総合的計画等を慎重に検討の上、下記事項に留意して実施されたい。

### 記

- 1 標記各施設は、次項の場合を除き原則として都市計画の施設として決定するものとし、その場合の手続きは従前の例によること。  
技術的な計画標準は別途定める。
- 2 標記各施設のうち同法同条ただし書の規定により特定行政庁が取扱うべき範囲は、おおむね次の各号に掲げる場合とするが、その実施に当たってはあらかじめ関係部局と協議しておくこと。
  - (1) 市街化の傾向のない場所に位置し、若しくは比較的小規模である等周囲に及ぼす影響の少ない場合
  - (2) 将来の情勢の推移によつて移転すること等が予想される暫定的なものである場合
  - (3) 設置しようとする都市に、用途地域、街路網、公園等の既定都市計画がない場合又はそれらの計画の構想が確定していない場合
  - (4) その他関係部局が公益上やむを得ないと認める場合
- 3 建築基準法第 54 条ただし書による取扱に関する都市計画審議会の審議については、昭和 29 年建設省告示第 1071 号を改正してその付議権を知事に委任し、その事務は昭和 29 年建設省発計第 19 号によつておおむね常務委員会で処理されることとしたので、いまだ都市計画審議会は常務委員会を設けていない府県にあつては、早急に常務委員会を設け、その運用に遺憾のないよう配慮すること。